

ペルーにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日機輸	(1)	外国人登録証の発行遅延	・外国人登録証の発行に時間を要し、数ヶ月かかっている。	・登録所発行の手続を迅速化していただきたい。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度	・ペルーで2003年に記録媒体に関し、私的複製補償金制度が導入され、CD-RやDVD、カセットテープに補償金がかけられている。しかし、その私的複製補償金制度は、徴収の合理性や分配の透明性に欠けるなど、デジタル化・ネットワーク化の進んだ現代においては、もはや時代遅れで不合理な制度である。 なお、日本では、私的録音に関しては既に事実上の制度凍結の状況になっており、私的録画に関してもデジタル放送に著作権保護技術が適用されていることを背景に補償金制度の対象ではないとの司法判断(知財高裁)が示され、2012年11月の最高裁の棄却決定により確定している。 (継続、要望変更)	・私的複製補償金制度を有する国については、デジタル化・ネットワーク化の進んだ時代に合致した合理的な制度への見直しを要望したい。 ・同制度を有しない国については導入しないことを求めるが、同制度導入する場合には上記の見直しと同様の配慮を要望したい(例えば、一律に汎用品に課金しない等、使用実態に基く損失に応じた課金基準の法文化)。	
			(2)	機器利用時・通信過程における一時的蓄積及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用	・通信の過程、著作物の視聴・実行の過程、情報通信の技術を利用した役務提供の過程において、その処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で複製が可能であるべき。 なお、日本では著作権法47条の8(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)、著作権法47条の5(送信の障害の防止等のための複製)により権利制限されている。また、平成24年の改正法案(47条の9 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)でもさらなる権利制限がされようとしている。 (継続)	・機器利用時・通信過程における一時的蓄積に関する権利制限及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の導入。	
			(3)	情報解析研究のための複製等	・コンピュータ等を用いた情報解析を行うために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の7により権利制限されている。 (継続)	・情報解析研究のための複製等に係る権利制限の導入。	
			(4)	インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等	・インターネット情報の検索サービスを提供するために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の6により、違法に送信可能化されていた著作物であることを知ったときはそれを用いないこと等の条件の下で権利制限されている。 (継続)	・インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等に係る権利制限の導入。	
			(5)	技術の開発又は実用化のための試験に係る複製等	・録音、録画その他の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合に、必要と認められる限度で利用が認められるべき。 なお、日本では著作権法30条の4で権利制限がされようとしている。 (継続)	・技術の開発又は実用化のための試験に係る複製等の権利制限の導入。	